

(案)

令和4年3月30日

三次市下水道事業

三次市長 福岡誠志様

三次市下水道使用料等検討委員会

委員長 前川俊清

三次市下水道使用料等検討委員会の審議検討結果について（報告）

三次市においては、平成16年度の市町村合併に伴う下水道使用料制定以降、下水道使用料の改定は行われておりませんでした。

このため、「三次市下水道使用料等検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）」に基づき、本検討委員会を設置し、下水道使用料等の検証を行いました。

令和2年11月25日の第1回以降、計6回にわたり検討委員会を開催し、慎重に検討を重ねてまいりました。

検討の結果について、設置要綱第2条第1項第1号の規定により、下記のとおり報告します。

記

独立採算制を旨とする下水道使用料は、原則として、事業運営に要する総費用（汚水処理原価）の見込みを立て、それを賄える適正な使用料（使用料単価）で回収することとされている。

現在、三次市の下水道は「公共下水道（以下「公共」という）」、「特定環境保全公共下水道（以下「特環」という。）」、「農業集落排水（以下「農集」という。）」及び「特定地域生活排水処理（以下「特排」という。）」に分類されている。経費回収率は4事業全体で低い水準であり、適正な使用料の確立による経費回収率の向上を図る必要がある。

(案)

検討の結果、公共下水道三次処理区の整備が完了予定である令和 17 年度を目途として、使用料体系を統一し、段階的な使用料の改定を行うことによって、独立採算での健全な運営を確保し、下水道事業経費回収率は 100% を超える必要がある、とした。

現行の使用料体系は、公共が「従量制」、それ以外の 3 事業は「人数制」で算定されている。事業間の下水道使用料の格差を解消するため、特環及び農集については、可能な限り従量制に移行することが妥当である。ただし、公共、特環及び農集は、集合処理であるのに対し、特排は個別処理であること及び個人設置型浄化槽の家庭と比較しすでに高水準の使用料を徴収している等の理由から、これを改定の対象から外す。

なお、新型コロナウイルス感染症が経済的打撃を全国に及ぼしている時期なので、本市の下水道事業における下水道使用料の改定時期については、市民生活や経済活動に大きな影響を与えないように社会情勢を見極めて決定することが望ましい。

以上

以下に報告に至った検討内容を付記します。

(三次市下水道事業の現状)

下水道使用料は、下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること、能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること、定率又は定額をもって明確に定められていることかつ特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないことを原則として、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

現在、三次市の下水道使用料体系は、公共が「従量制」、それ以外の 3 事業は「人数制」で算定されている。そのため事業ごとの使用料に格差が生じている。令和 2 年度の経費回収率は 4 事業全体では 69.9% と低い水準であり、経費回収率の低下を賄うために、一般会計に高い負担

(案)

をかけ続ける問題も発生している。

なお、今回の改定議論に至るまでに、下水道使用料体系の課題や使用料統一の必要性などについて議論する機会は幾度かあったに違いない。しかし、地理条件や歴史に応じて多様な処置方式が混在し分散している三次市において、その下水道事業を統一して、時代とともに重要となってきた環境問題に即応し続けるのは困難であった事を考慮しても、企業会計移行に至るまで具体的な対応が執られなかったことは、残念である。

市民生活のライフラインとして重要な下水道事業である。だからこそ、市民が高い関心を持てるように正しい情報が的確に発信されることで下水道事業への理解と信頼が高まると考える。したがって、それに沿う形の三次市の積極的な施策を今後も求めたい。

(下水道使用料の試算について)

現行の下水道使用料を継続した場合の将来推計を行った。

20年後の経費回収率の推計では、公共83.4%、特環50.4%、農集46.6%になっており、公共については事業の進展により減少率は低いものの、人口減少等により、全体の経費回収率は右肩下がりになることが予想される。

(下水道使用料の改定)

下水道使用料の改定に当たっては、使用料設定の原則の一つである「特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」に鑑み、事業間の使用料格差を解消するため、特環及び農集については従量制へ可能な限り移行することが望ましい。

また、事業の持続可能性及び下水道事業としての使用者負担による独立採算制の原則に鑑み、総体として従来の使用料水準から引き上げは避けられない。

いくつかの試算をしたところ、公共下水道三次処理区の整備が完了予定である令和17年度を目途として、使用料体系の統一、段階的な使用料の改定を行い、適正な使用料の確立による経費回収率の向上を図り、

(案)

健全な運営を確保する必要がある。

(今後の下水道事業)

下水道事業者は、事業の効果について広報等を通じて啓発し、接続率や収納率の向上など、経営の改善に最大限努力する必要がある。また、今後、施設の老朽化が進むなか、持続可能な事業とするため、施設等の老朽化の状況把握を行い、更新計画へ反映させながら下水道事業を進めていく必要がある。

ところで、本市における下水道事業は概ね次のような経緯を辿ってきた。

		水道事業	下水道事業
		公共の福祉の増進	生活環境の改善， 公共用水域の水質保全
昭和 27 年 8 月 1 日	地方公営企 業法公布	独立採算	法の適用は任意
昭和 43 年 4 月 1 日	三次市	法の全部適用 企業会計方式の採用	
平成 27 年 1 月	総務大臣通 知		法の全部適用を要請
平成 31 年 4 月 1 日	三次市		法の全部適用
			三次市下水道事業特別 会計と三次市農業集落 排水事業特別会計を 三次市下水道事業会計 に統合
			企業会計方式の採用

上記のように独立採算を原則とし運営しなければならないことはもちろんのことであるが、経理手法を企業会計方式としたことにより作成された財務諸表から、経営状況が厳しいものであることが明らかとなった。

このような経緯の中、下水道事業会計においては本報告の趣旨に添う

(案)

最大の努力工夫を進めるとしても、下水道事業会計のみで全ての状況の改善を図ることには相当の困難が見込まれる。そのため、下水道事業が、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に主眼がおかれることに照らし、一般会計の範囲においても、市の環境施策として下水道事業とともに取り組むことを引き続きお願いしたい。

(住民への広報)

改定にあたっては、使用者に混乱が生じないように、市広報誌・ホームページ等を活用して、分かりやすい広報に努められたい。

以上が報告に至った検討内容であり、その主旨を尊重してください。